

東京家庭裁判所委員会議事概要

平成16年12月16日(木)に開催された家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成16年12月16日(木)午後2時から4時15分まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京家事調停協会長 遠藤敦子

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 大石忠生

東京都知事本局青少年育成総合対策推進本部
青少年育成総合対策担当部長 白石弥生子

東京保護観察所観察第二課長 西瀬戸伸子

愛光女子学園長 村井信子

東京地方検察庁刑事部長 渡辺恵一

(3) 学識経験者等委員(五十音順)

NHK放送文化研究所主任研究員 坂井律子

元共同通信社編集局総務兼関東総局長 中原鐵治

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 堀川末子

第一東京弁護士会所属 弁護士 伊藤正義

第二東京弁護士会所属 弁護士 杉井静子

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所長 中込秀樹

東京家庭裁判所家事部所長代行 石田敏明

東京家庭裁判所少年部所長代行 八木正一

(6) その他

家事首席書記官 碓井久雄

少年次席書記官	山 岸 喜三雄
事務局長	中 山 利 典
総務課長	今 村 彰
総務課課長補佐	後 藤 健 司

(7) 説明者（委員を除く。）

東京家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	菊 山 正 史
東京家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	高 森 常 弘

4 議事

○ 東京家庭裁判所長あいさつ

(中込所長)

東京家庭裁判所委員会も、新しい最高裁判所規則の下で、本年度3回目の開催となりました。

既に御説明をしました人事訴訟事件も来年3月で家裁移管後1年となりますが、地裁で取り扱っていたときとどのように変わったのか関心のあるところです。また、本年1月から家事調停官制度が発足し、弁護士会から熱心な方々を推薦していただき、家事調停官と裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官との連携も大変うまくいっております。さらに、性同一性障害に関する法律が施行されて、かなりの方々が性の変更を認められてきております。そして、10月からは東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会による少年事件の全件付添制度が発足し、当庁も協力させていただき、現在着実に進展しております。

それでは、本日も率直な御意見を承って、家庭裁判所の運営に資するようにしていきたいと思っております。

○ 新委員（村井委員、八木委員）の自己紹介

○ 家事調停委員制度の実情について

(石田委員)

1 家事調停制度・調停委員制度

(1) 昭和24年（1949年）に新憲法のもと、家事審判法という法律の施行

に伴って、家庭裁判所で、家庭内、親族間の紛争を家事調停という手続で解決することができるようになりました。

家事調停は、申立てのあった家庭内の紛争等について、裁判官1名と2名以上の家事調停委員で構成する調停委員会の斡旋、調整で、話し合い・合意による解決を目指すものです。当事者間に合意が成立した場合には、これを家庭裁判所の調書という書面にすることによって解決することになりますが、合意の内容によっては判決や審判と同様の大変強い効力を持つこととされており、例えば、夫婦の間で、未成年の子どもの親権者を母親と決めて離婚し、夫が妻に財産分与として300万円を支払うとの合意ができ、これを家庭裁判所の調書に記載すると、直ちに裁判でこのような判決が確定したのと同じ効力を持つことになるわけです。

家事調停で解決できるのは人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する紛争ということになっておりますが、その主要なものは離婚、離縁、婚姻費用（生活費の分担）、養育費、遺産分割、認知、親子関係の不存在の確認などです。現在、離婚等の夫婦関係調整の事件が最も多く全体の6割強となっております。

- (2) このような家庭内の紛争を調停委員会の一員として斡旋、調整し、合意による解決を目指すのが調停委員です。家事調停制度は、親族間、家庭内の紛争については裁判という形で結論を出すよりは、人間関係を調整しつつ、話し合いにより、双方の納得の上、事案に即した合意により解決をするのが望ましいことが多いという理解のもとに設けられたものですし、成立した調停は先ほど述べたように大変強い効力をもつものですから、これを担当する調停委員の責任は誠に重大なものです。人柄だけではなく紛争解決の専門家としての能力も要求されます。家事調停が家庭内の紛争解決手段として国民に信頼されるためには、家庭裁判所の職員だけではなく、家事調停委員に人を得ることが求められます。

家事調停委員の資格・身分については、家事調停委員は弁護士となる資格を有する者のほか家事の紛争の解決に有用な知識経験を有する者、社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い40歳以上70歳未満の者の中から選任することとなっており、その身分は任期2年の非常勤の裁

判所職員とされております。

(3) 家事調停委員の数など（現在の人数。ただし、概数である。）

	本 庁	八王子支部
弁護士	180	40
一 般	400	150

2 家事調停委員の選任方法

(1) 新たに選任する場合（いわゆる新任の場合）

東京家庭裁判所においては、応募のあった者について、年2回、選考委員会で選考し、これを最高裁判所に上申し、最高裁判所が検討の上任命しております。

選考の方法は書面選考の上、通過者について面接を行っています。

選考委員会のメンバーは、所長、家事部所長代行者、少年部所長代行者、八王子支部長、本庁家事部裁判官2人、八王子支部家事部裁判官1人、首席家庭裁判所調査官、家事首席書記官、事務局長、八王子支部事務局次長の11人となっております。

なお、多くの家庭裁判所では地方公共団体、弁護士会、その他適当な団体に候補者の推薦を求め、広く社会の各界から適任者を得るよう努力していると聞いておりますが、東京家庭裁判所においては、現在、積極的に推薦を依頼しているのは弁護士会のみです。

応募の動機やきっかけについては調査をしているわけではありませんが、現家事調停委員からの紹介、家事調停委員に接して仕事内容を知った者が多いようです。また、行政書士会等は内部の会報に家事調停委員募集の紹介をしているところもあるようです。マスコミなどで家事調停委員を取り上げることがあるようで、それを見た申込者もあるようです。最近は、完全な飛び込みの申込者も増加しているように感じます。

(2) 再任者の場合

本人に再任希望の有無の確認の上、その意思を有する者について書面審査を行い（選考時までの担当事件数、執務態度、健康状態等。ただし、面接は実施していない。）、裁判官会議を経て最高裁へ上申し、任命しております。

なお、再任希望ある者で、日常の執務内容からみて不適切と思われる者に

については再任しないこともあります。

3 家事調停委員の研修

(1) 研修の回数

家事調停委員に対する研修は、最高裁の通達に基づく研修4種類のほか東京家庭裁判所独自の研修3種類を行っています。

東京家庭裁判所としては、新任者に対する研修は特に重きをおいており、研修日程を9日間とし、数人の班に分けて実際の調停の見学等も行っております。

(2) 各研修等の具体的内容としては、研修テーマとなっている一般的事項のほか、その時々問題となっている事項等について説明・協議等を行っています。

最近の例で御説明します。今年の11月に家事調停委員研究会が行われましたが、この研究会では、

- ① 婚姻費用・養育費の簡易算定表の利用の定着を図るため「婚費・養育費の簡易算定表の利用方法をめぐる諸問題」というテーマで、
- ② また、調停の中でも特に困難な事件の一つである未成年者に関する問題を協議するため「未成年者が関係する調整困難な調停事件」というテーマで討議し、理解を深め、
- ③ 昨今大きな問題となっているDVについての理解を深めるため外部講師による講演を、
- ④ さらに、調停の在り方について当事者の側からの感想、希望、批判などを聴く機会を得るという趣旨で「弁護士から見た家事調停」についての講義を実施しました。

4 家事調停委員に対する事件の配てん

(1) 家事調停委員の指定は担当裁判官の指示で書記官が行っております。

男女各1名の委員を指定するのが通常です。遺産分割事件以外の事件については、調停委員を男女ともに、それぞれ3班に分けて、6か月ごとに担当の部（新しい事件の配てんを受ける部）を交代してもらっております。

(2) 指定に当たって、主に配慮しているのは次のような点です。

- ① 一般的な方針

特別な事情のない限り公平ということと、できるだけ等しい能力の調停委員会を構成するという観点から、経験の深い委員、浅い委員、弁護士委員、特定の分野での専門的知識経験を有する委員などを適宜組み合わせるよう努めております。

なお、手持ちの事件数が多くなりすぎますと次回期日が入りにくくなるなど進行にも支障が出ますので一時指定を控えるということも行っております。

② 適切な委員の指定

できるだけ事件の内容に応じた適切な委員を指定したいと思っております。法律上複雑な問題をはらんでいたり、未成年者の心情に特に配慮すべきことが明らかな事件があります。なかなか申立ての段階で事案の内容まで把握するのは難しいことですし、調停委員の能力をつかむのも容易ではありませんから、困難なことではありますが、できるだけふさわしい委員の指定を心掛けております。

③ 弁護士委員の積極的指定

弁護士調停委員については、これまではどちらかというと遺産分割事件、遺留分減殺請求事件など法律的に難しい争点を含む事件について重点的に指定しておりました。弁護士委員の中から夫婦関係調整のような一般調停事件についても担当する意思があるのに指定がないとの声もありましたので、この5月からは一般事件にも積極的に指定するよう努めております。家事調停の水準を上げることにつながるのではないかと期待しているところです。

5 具体的事件の処理

具体的事件の一般的処理の方法については本日お配りした財団法人日本調停協会連合会作成の「家事調停の手引」という小冊子に記載してありますので、これで説明に代えさせていただきます。御質問があれば後で伺います。

6 家事調停委員への苦情処理

(1) 調停委員に対する苦情もときどき寄せられます。

① 調停委員個人の言動に対するもの

不適切な発言があった、昔風の男女の役割を押しつける、説教する、自

分の苦しんでいる状況を理解してくれない，DVに理解がない，馬鹿にされたというようなこと

② 調停の進め方についてのもの

一方の話ばかり聴く，相手の味方ばかりする，話を聞く時間が不公平，十分聴いてもらえない，進行が遅い，相手を説得してくれない，申立て内容と別の結論を押しつけられること

などが多いようです。これらの寄せられ方も，担当係や総務課への電話や手紙，直接の訪問，など様々です。

苦情については，苦情を受けたところで対応可能なものは対応し，説明の上解決した場合（不満が一応解消）にはそれで終了ということになりますが，それ以外の場合は担当部で対応することになります。その処理方法は一様ではありません。担当部の書記官の対応で解決することもあれば，納得を得られないこともあります。多くはその苦情の趣旨を担当調停委員にも伝え，以後の配慮をお願いすることになります。苦情の中には心理的に混乱している当事者の誤解に基づくと思われるものもありませんが，調停委員側に配慮に欠けていると思われることもあります。当事者に手続を理解してもらい，家庭裁判所，調停委員会を信頼してもらえなければ適切な調停活動ができないのは当然ですから，当事者の不満，苦情の趣旨を真しに受け止めて，その後の対応をしていくよう努めているところです。

なお，苦情の申し出があった場合直ちに担当調停委員を交代するということが相当でないことは明らかですが，当事者が担当の調停委員を全く信頼しないようでは適切な調停活動ができにくいのも事実ですから，その苦情の趣旨・内容によっては多少の事実関係を確認した後，当該調停委員の指定を取り消し，新たな委員を指定することもあります。

なお，調停委員の言動，調停の進め方などについては今後も各種研修の中でも取り上げていく予定です。

(弁護士委員)

調停委員の男女比，年齢層及び年齢について，家庭裁判所として何らかの配慮をされているのですか。

(石田委員)

男女比については、概数ですが、本庁の弁護士は男性110人、女性70人、弁護士以外の一般は男性180人、女性220人、八王子支部の弁護士は男性20人、女性20人、一般は男性80人、女性70人です。

年齢構成については分かりません。できるだけ若い人を採用したいと思いますが、一般男性の場合、退職してから応募する方が多いため、若くて50歳代後半から60歳程度です。一般女性の場合には中には40歳代の方もいます。

(中山事務局長)

年齢構成については、特に統計はとっていません。

(石田委員)

一般男性調停委員の中には、不動産鑑定士や税理士などの資格を持った方がいて、一般の調停を多く担当することはありませんので、本庁では一般女性調停委員と比べると一般男性調停委員がやや不足している状態です。

(弁護士委員)

実際の事件処理を考えると、できるだけ若い調停委員も加わった調停委員会で調停をしてほしいという市民の声がかなりあると思いますので、配慮していただきたいと思います。

(委員長)

一般男性調停委員の場合、定年退職後に応募する方が大半です。自営業もなっていないですが、それでも50歳代でしょうね。

(少年関係委員)

調停では、調停委員が自由に発言して、最終的に裁判官が結論を出すのですか。また、弁護士以外に民間人が調停委員になっている意味は何ですか。さらに、調停がまとまる日数や何回くらいで調停ができるのですか。

(石田委員)

手続を主宰するのは担当する家事審判官ですが、裁判官も調停委員も結論を決める上で、法律上は対等の立場です。調停委員の方々には、裁判官に遠慮することなく、自由に発言していただきたいと思っています。

なお、東京家庭裁判所の本庁では、同じ時間帯に10件から12、3件の調停事件を指定していますので、裁判官は、調停委員から相談のため呼ばれたり、話合いがまとまりそうだからといって呼ばれたり、また、裁判官が今日はこの

事件が気になるからといって自ら入るなど、裁判官が一つの事件に入る時間は少ないというのが実情です。したがって、実際の調停のかなりの部分は、調停委員だけで行っているというのが実情です。

調停の成立率については、全調停事件について、平成15年が約44パーセント、今年の1月から10月までは約45パーセントです。何回くらいで成立するかというと、一般的な離婚調停では3、4回が多いという印象です。

(家事関係委員)

私は調停委員ですが、6回くらいかかると思います。

(学識経験者等委員)

私も調停委員ですが、最初の1、2回はまず申立人と相手方の話をそれぞれじっくりと聞きますので、計6回くらいだと思います。

(少年関係委員)

調停委員同士でケースカンファレンスをして調停に臨むのですか、それともその場だけでそれぞれの調停委員が独立した意見で調停をするのですか。

(家事関係委員)

調停開始の30分くらい前に、調停事件の記録を見た上で調停委員同士で相談をします。ただ、当事者に会って見ないと本当のことは分からない部分がありますので、最初に、一方の当事者から話を伺った後、もう一方の当事者から話を伺う間に、必ず今の方の話はどのように解釈したらいいだろうかという打合せを行います。また、申立人と相手方の二人を同時に調停室に入れて話を伺うこともあります。このようないわゆる同席調停では、一方当事者が待っている間、他方当事者が何を話しているのか疑心暗鬼になるのを防ぐことができますが、当事者の了解を得られないと同席調停を行うことができません。また、申立人と相手方の力関係が同じ程度でないと同席調停は難しいと思います。このような同席調停をするための条件を判断するためにも調停委員同士の連携が必要となります。さらに、調停の場で相手の話を受けて、一方の調停委員が答えたが、もう一方の調停委員が別の角度で話した方がいいと思って話し方を変えて言うということもあります。

(石田委員)

調停成立まで6回というのは、かなり多いという印象であり、少し難しい事

件の場合かもしれません。

(弁護士委員)

遺産分割調停事件の場合には、4回である程度目鼻をつけ、それでも解決しない場合には裁判官が入り、解決の見通しがあるのかなど検討するということですが、調停委員にとってはかなりのプレッシャーを受けるような印象を受けます。それが当事者や代理人に伝わってきます。調停委員の中には、4回過ぎると裁判官と評議しなければいけませんと私に言う方もいました。

また、男性と女性の調停委員がいるのに、男性調停委員だけがかなり話して、女性調停委員は遠慮しているのか、全て進行を男性調停委員に任せているのか分かりませんが、なかなか発言をしないということもあります。遺産分割調停事件で弁護士調停委員と一般の女性調停委員が担当した場合には、女性調停委員の発言がなかなかありません。

(石田委員)

先程の話ですが、弁護士調停委員以外に一般の調停委員が入っている意味については、おそらく、家庭内の紛争は法律の理屈だけではなく、人間として様々な経験をされてきた方の意見を参考に決める方が結果としてはいい結論が出るということだったのではないかと思います。

(委員長)

現実に調停委員になっている方々は、豊富な人生経験や様々な知識をお持ちであり、私たちも勉強させていただいています。そういう意味では、うまく運用されているのかなと思います。

(弁護士委員)

一般の方が調停委員になるというのは、司法全体から見ると、国民の司法参加ということが根底にあると思います。民間の方が調停を通して紛争を解決することについては、民間の方を基本に据えて取組みがあっているのではないかと思います。ただ、調停委員に対する苦情に関し、態度が横柄、当事者の話を聞こうとしない、調停委員にばかにされたというような話があるほか、調停委員の年齢によっては若い当事者の気持ちが分からず、例えば、離婚事件で当事者がしょげているときに調停委員が高い所から話すというような態度があり、当事者が反発してこの調停委員に何を聞かれても言いたくないので代理人から

答えてほしいと言われたこともあります。調停委員には、市民という立場で市民感覚を通して紛争を解決するということが大事だと思われます。しかし、現実には、調停委員がそういう視点から紛争解決に当たっているのだろうか、また、平成16年度家事調停委員研究会の日程表を見ると、調停の進め方だとか、法律的な考え方のような専門的知識を習得させることが基本になっていて、調停委員が民間の感覚を調停の中で紛争解決に生かすという視点を調停委員に理解していただくことも大事ではないかと思いますが、これらの点についていかがですか。

(石田委員)

おっしゃるとおりだと思います。調停委員として初めて任命されたときと比較的若い年次の参加者が多い研修では、特に今言われたことについて留意しています。家事調停委員研究会の場合、難しいテーマを取り上げて研修を行うことが目的となっていますが、私どもとしては、可能な限り研修をしているつもりです。調停委員に対する苦情についても、機会あるごとに調停委員に伝えていますが、十分に徹底しないところがあります。ただ、裁判所としてはそのようなことも踏まえ、女性の調停委員に活動していただくことが、いろいろな意味で一般の男性調停委員に良い刺激になるのではないかと思います。男女の調停委員が助け合って調停を行っていることを当事者に分かってもらわなければいけないと思っています。

(弁護士委員)

私は簡易裁判所の調停委員をしています。裁判所として上から見るのではなく、市民の立場から市民感覚ということで紛争解決をしたいと心掛けています。研修も充実しているようですが、例えばDVに関連して言いますと、実際の被害者とか被害者が難しければDVのサポートセンターで直接被害者に接して被害者の気持ちが分かっているような当事者的な方の講義をやるということも大変大事ではないかと思しますので、工夫していただきたいと思っています。

また、伝え聞きではありますが、八王子において、弁護士会の多摩支部で首都圏弁護士会支部サミットを行い、市民も参加し、タイトルが「話し合おう市民が主役の裁判所」でした。とりわけ八王子の裁判所がどうなっているのかということで、大変な状況であれば弁護士会や市民が応援しようということで企

画をしました。そして、ある弁護士が調停協会の八王子会に赴き、サミットに関するポスターの貼付とビラの配布をお願いしたところ、こういうタイトルでは裁判所批判になるのではないかとということで遠慮させてくださいという返事でした。きちんと話をすればよかったですけど、そのままになってしまいました。

調停委員は市民の立場に立ち、軸足を置いたところに意味があるということ、裁判所が様々な機会を通じて調停委員に話していただければと思います。

(委員長)

ポスターやビラの点は調停協会の問題になりますが、実際の調停委員の運用については、必ずしも理想的にしているわけではありませんので、今後も一層注意していきたいと思います。

(少年関係委員)

東京都では、東京都に対する苦情を月に1回こういう声がありましたとホームページに掲載していますが、家庭裁判所の場合、制度的に苦情を受け付けるというようなことになっているのですか。単に当事者だけに伝えるだけでなく、何か制度化し、内部だけなら内部だけでもよいのですが、積み重ねていくと苦情が生かされていくのではないかと思います。

(中山事務局長)

事務局の場合には総務課が窓口となっています。当事者からの文書や電話による苦情について、全部が全部調停委員に伝えていいものか、調停委員がプレッシャーを感じて調停の進行に支障が出るというような問題もあろうかと思われれます。微妙なものは事実を確認して調停委員にどうですかと対応しているところですが、どのような苦情があったということを対外的に出すことがいいのか、御意見として参考にさせていただきたいと思います。

(弁護士委員)

弁護士会にも、弁護士に対する苦情が寄せられており、懲戒請求制度とは別に苦情相談という窓口を作っています。窓口では、弁護士が交代で担当しています。家庭裁判所の場合、毎日やる必要はないと思いますが、ある程度定期化して、苦情があったらその時に来てくださいという苦情窓口は作られたらいいかと思いますがと思います。

(委員長)

裁判所全体の問題であると思いますので、有益な御意見として上級庁に伝えたいと思います。ただ、苦情はそう頻繁にあるものではありません。

(学識経験者等委員)

調停委員の存在を知らない一般市民も多いと思いますが、自分が現実に当事者になって初めて調停委員に出会ってその存在が分かるということだと思います。男性調停委員のほとんどが定年退職者ばかりというのは、一般市民感情としてあまりにもアンバランスと思わざるをえません。例えば、学校のPTAでも男性の参加が少ないということで、徐々に土曜日、日曜日を何とかできないだろうかというように、社会的に全ての面で進んできていると思います。現在の制度がよく分かりませんし、そういう議論ができるのかどうかも分かりませんが、もう少し若い男性調停委員が集まるような努力をされているのかどうかを伺いたい。また、任期2年で再任があるということですが、多選を制限するような制度はあるのですか。

(石田委員)

若い調停委員を積極的に確保する努力をしているのかという点については、弁護士会に対しては弁護士会の中から若い人をお願いすることはできると思われませんが、一般の調停委員については積極的に行っていません。

また、多選については、任期を2年として能力、健康状態等をチェックしようということだと思います。上限については、年齢以外にはありませんので、調停委員によっては20年程度調停委員をやる人も出てきます。

(委員長)

調停委員の中には、再任されない方もいます。

(学識経験者等委員)

私が調停を担当する場合、調停を始める前の30分程度の時間を使って、男性調停委員と女性調停委員とで打合せをしますが、一般的には男性調停委員の方が年齢が上で、どちらが主に質問をしていきましようかと言うと、女性調停委員から男性調停委員にやっってくださいと言ってきます。どこかの場面でどうですかと女性調停委員に発言を促しますが、何もなければそれで済んでしまうというケースが多いと思います。そうすると、当事者から見て、男性調停

委員ばかりが話をしているという印象を受けるのだと思います。一番懸念することは、価値観の問題だと思います。若い調停委員が必要だということは、今の時代に合うようなことが調停に反映すればよいということだと思います。市民参加ということからすれば、調停には若い調停委員がいればよいということかもしれませんが、私ももうすぐ70歳になるものの、DVなどの勉強もしています。

(弁護士委員)

調停委員の場合定数があって、定数上不足すると募集をしていると思いますが、正式な形で公募とか推薦依頼は行っていないのですか。

(委員長)

推薦をいただいているのは弁護士会だけです。調停委員から直接話を聞いた方、雑誌を御覧になった方、あるいはインターネットを御覧になった方など、調停委員制度の存在を知って応募される方が年々増えてきています。

(弁護士委員)

公募には何か問題があるのですか。

(委員長)

公募や選考段階における一般の方を選考委員として入れるのかなどを含め、どういう制度をとるかは制度問題であり、現在最高裁判所で検討しているところです。なお、調停委員に応募する方は毎年増えていて、適正数に絞るために一人一人面接をしますが、朝から晩まで2日間にわたって面接を行っても追いつかない状況です。これを公募にすると、いろいろな方が応募し、適正数に絞るため、膨大な事務量になると思われます。

(弁護士委員)

事務は大変ですが、家庭裁判所を知っていただくとか、調停委員を理解していただくという面から考えたらいいのではないのでしょうか。

(委員長)

上級庁にも伝えたいと思います。

(弁護士委員)

弁護士会からの推薦の点についてですが、若い弁護士が増え、調停委員になることを希望する弁護士も多い中で、推薦する人数が限られているため、若い

弁護士が調停委員になれないと思いますので、その推薦の枠をある程度広げる意向があるのかどうか教えてください。

(中山事務局長)

弁護士に調停委員をお願いしているのは、遺産分割や法律関係などの専門家だからです。この点について、例えば、建築関係で問題になるのであれば、適任者を推薦していただくということが考えられますが、現在のところ、弁護士以外の専門的知識をお持ちの方については、不足していないという状況です。

また、弁護士調停委員の数については、実際に調停事件を扱っている部署に聞いたところでは、現在、今の人数でいいのではないかという意見です。

さらに、三弁護士会には2年に1回、従前の数で推薦をお願いしていますが、各弁護士会においては、事前に弁護士の方々の御希望をとった上で、推薦していただいているという理解でおります。ただし、その都度、全員を入れ替えているかどうかは承知していません。

(石田委員)

率直に申し上げますと、平成16年5月から各弁護士調停委員の方々に対し、一般事件を希望される場合には受けられる日を事前に連絡していただき、1件、2件と一般事件をお願いしようと思っておりましたが、こちらが思ったほど御希望はありませんでした。特に12月になると弁護士調停委員の方々もお忙しくなり、年末にはこの御希望が非常に減少したようです。また、弁護士調停委員は、一度に多くの事件を受けることもできませんので、思ったほど一般事件の件数は回っていません。さらに、当事者に代理人が付いている調停事件の場合、次回期日を決めるためには、弁護士調停委員と代理人の日程を調整し、1回の調停につき2時間程度を確保するという事はなかなか難しいようです。

したがって、仮に、弁護士調停委員を増やしたからといって、多くの事件を指定できるというわけではないと思われまます。

○ 家庭裁判所調査官制度の実情について

(菊山次席家庭裁判所調査官)

1 家庭裁判所調査官について

(1) 家庭裁判所調査官（以下、「家裁調査官」といいます。）は、裁判官を補

佐する裁判所職員の一つです。特徴的なのは、家庭裁判所だけにいる職種です。ただし、平成16年4月からは、人事訴訟事件が地方裁判所から家庭裁判所に移管となり、高等裁判所において、人事訴訟事件の控訴審と家事事件の抗告審の調査を行うために家裁調査官が配置されました。

また、家庭裁判所の事件には、家事事件と少年事件があります。家裁調査官は、最初は少年事件を担当するというので、昭和24年に家裁調査官の前身である少年保護司として設置され、家事事件担当の家裁調査官は、昭和26年以降設置され、その後統合されて家裁調査官となりました。

(2) 家裁調査官は、家裁調査官補I種という試験を受け、毎年40名から50名程度採用し、採用後は2年間の実務と研修所における養成訓練を受け、一人前の家裁調査官となります。その後も5年目とか10年目に研修を受け、職務能力を更に向上するように研修体系を組んでいます。

現在、50の家庭裁判所と203支部において、約1500名の家裁調査官がおり、当庁の家事部には約60名、少年部には約50名の家裁調査官がおります。

2 家事部の家庭裁判所調査官の実情について

家事事件というのは、夫婦、親子、親族の身分関係の問題、人間関係の紛争が主なものです。家庭事件の場合、法律的な解決だけではなく、紛争が発生した背景、現在当事者がどういう心的な状態に置かれているか、子どもを巡ってどのように育てていったらいいのかという点も併せて、調停・審判で解決していかないと、家庭裁判所としては一応は事件として解決したものの、その後も紛争が残るということもあります。家庭裁判所ではできる限り家族の問題を総合的に解決しようとしています。そのためには、人間関係の問題、当事者の性格、精神状態などをしっかり把握しなければいけません。そこで、専門職として家裁調査官が置かれました。したがって、研修については、法律学だけでなく、社会学、心理学、カウンセリング、精神医学等を取り上げています。

家事部の家裁調査官の主な仕事は、■事実の調査、■調整活動、■審判又は調停期日への出席です。

(1) 事実の調査

例えば、夫婦関係調整調停事件の場合、双方の主張や事実関係を捉えて様

々な質問をしますが、調査官による調査では、背景となる破綻要因とか当事者の精神状態などを含めて調査を行っています。

最近では少子化ということもあって、子どもの福祉を巡る紛争事件が大変多く発生していますが、子どもの意向とか、子どもと親との親和性や養育環境、小学校や保育園に行つて、そこでの子どもの状態などを調査しています。

あるいは、監護していない親と子どもが面接交渉をするという場合、家庭裁判所にある児童室という特別の部屋を利用して、試行的な面接交渉等を行い、別れている親と子どもがスムーズに会えるように働き掛けることなども行っています。

また、東京家庭裁判所では、昭和36年から心理テスト等の実施を行うよう専門的な調査部署として、科学調査官室を設け、人格診断や親子の親疎関係の診断等も行っています。

(2) 調整活動

調整活動として、①社会福祉機関との連絡調整、②当事者やその家族等に対する助言援助、③情緒的に混乱のある当事者等に対する心理的調整を行っています。

例えば、DVの被害者が夫婦関係調整調停事件の申立人で社会福祉機関に保護されているような場合には、その社会福祉機関等と連絡を取り、被害者の二次被害を防止するなどの調整を行っています。また、東京家庭裁判所では、③の心理的調整を行うための特別の部署として「カウンセリング調査官室」を設け、数箇月の継続的カウンセリング等を行っています。

(3) 審判又は調停期日への出席

調停委員の補助的な役割として、当事者の心的なケアを行ったり、混乱している当事者に対して働きかける等の目的で、審判・調停に出席しています。

(高森次席家庭裁判所調査官)

1 少年部の家裁調査官について

主たる職務は、家庭裁判所に送致、通告等のあった犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年に対して、非行事実、人格理解、生活史、家庭環境、学校・職業関係、交友関係、地域環境等の事実の調査です。

事実の調査の方法としては、①面接調査、②照会調査、③環境調査、④各種

検査等があります。

(1) 面接調査

面接調査には、少年に対する面接調査及び保護者に対する面接調査があります。少年については、在宅事件の場合、裁判所に来てもらって調査をし、身柄事件の場合には、少年鑑別所に赴いて調査を行っています。そのほか、必要に応じて、学校の先生と面接したり、雇主、保護観察官、付添人、被害者に対する調査を行っています。

(2) 照会調査

例えば、戸籍照会、学校照会、執行機関への照会、あるいは保護者に来ていただく前に書面による保護者照会を行い、回答書を作成していただいて持ってきていただきます。また、職業照会、電話による照会も行っています。

(3) 環境調査

少年はどのような家庭に住んでいるのか、あるいは保護者はどのような様子なのかということで家庭訪問をしたり、中学生等の場合には学校に行つて調査を行っています。

(4) 各種検査

担当調査官による心理テストや科学調査官室による心理検査、医務室技官の活用による医学的検査等を行っている。

(5) その他

重大事件の場合、複数の家裁調査官が共同調査を行います。また、精神状態に何らかの問題があつて、動機がよく分からないというような場合には、科学調査官室の協力を得て調査をしたり、心理テストを実施しており、このような事件も相変わらず多いという傾向が続いています。

2 保護的措置及び保護者に対する措置

少年事件の終局決定の過半数を占める本件が審判不開始及び不処分決定で終わっています。そういう事件については家裁が何もしないわけではなく、いろいろな働き掛けや手当てを行うなど、事実上の措置を行っています。保護的措置とか保護者に対する措置を、事実の調査と同時に行っています。具体的な保護的措置の内容等は次のとおりです。

(1) 個別面接での働き掛け

指導助言、訓戒、指示、禁止など少年や保護者に対して規範的に働き掛けたり、また、保護者に対しては、養育態度に関する助言を与えたり、少年に対しては、非行行動についての社会的責任、法的措置などの情報を提供し、自覚を促しています。

そのほか、当庁では、薬物教室を設け、薬物少年を入れて講習をしたり、主に性の乱れの著しいぐ犯の女子少年に対する思春期教室を設け、手当をして処分をしています。また、被害を考える教室については、平成14年から実施していますが、バイク盗と万引の少年を対象とした同教室を2箇月に1回程度交互に実施しています。そこには少年とともに保護者も参加させ、グループワーク（ロールプレイ）を行い、被害者に対する理解を深めるとともに、加害責任を見つめ直す約2時間のセッションです。特徴的なのは、バイク盗では被害体験を持つ職員の、万引では東京都の書店商業組合やビデオレンタル商業組合の方の協力を得て、ゲストスピーカーということで、生の話をいただいています。保護者の中には、万引きは窃盗になるのですかという方もいます。さらに、少年法第25条の2に保護者に対する措置が規定され、平成15年に保護者の会を新設しました。これは、少年友の会の協力を得て行っていますが、保護者が少年に対する指導の悩みを語り合い、感情や経験を共有し、監護意欲を回復しようという2時間のセッションです。そのほか、施設型以外の社会奉仕活動があります。これは、平成16年5月から、東京都から紹介された日本を美しくする会、NPOコンポジション、NPOグリーンボード等の団体が主催する清掃、除草、落書き消しなどの活動に少年を参加させています。

3 試験観察

試験観察は、終局処分を一時留保して、少年の生活状況、行動等を観察した上で、最終的処分を行うという中間的な措置であり、調査を担当した家裁調査官が直接その指導及び観察を担当します。

(1) 在宅試験観察

少年の身柄は保護者等に引き取らせて、その者の監督の下で生活させて観察する方法です。家裁調査官は、家裁での面接、家庭訪問、学校訪問、環境調整等を行い、場合によっては学生ボランティアを活用することもあります。

(2) 短期補導委託

少年の身柄は保護者等の元に置き、そこで生活させたまま、補導委託先に補導のみを委託するものです。具体的には、次のとおりです。

ア 交通委託講習

イ 社会奉仕活動（施設型）

社会奉仕活動は、16年前から実施しています。少年友の会に委託して、8施設の特別養護老人ホームに入所中の老人の身の回りの世話を2泊3日又は3日間通って行っているほか、乳児院に女子少年を行かせて、社会奉仕活動も行わせています。

ウ 少年合宿

少年合宿を実施して30年程度になりますが、少年友の会に短期補導委託して行うもので、1泊2日で実施しています。少年合宿の目的は、①新しい出会いの体験、②はじめのある生活の体験、③集団生活を通して社会性、協調性のかん養、④課題達成を通して自尊感情の高揚の4点であり、学生ボランティアが中心となり、グループワークの技法を導入して運営しています。

(3) 身柄付補導委託

担当調査官の観察に併せて保護者以外の適当な施設、団体又は個人に補導を委託し、その補導委託先の指導と相まって少年を観察する方法です。

補導委託先としては、建築業、製造業、飲食店、理美容店の経営者などの個人のほか、更生保護施設等があります。

4 最近の少年の質的变化

最近の少年の抱える問題として、コミュニケーション能力が不十分で対人関係がうまくとれない、欲求不満耐性が低く、すぐキレる傾向がある。また、感情のコントロールができにくい、責任感がないなどの点が上げられます。最近では、発達障害の少年も見受けられるようになってきました。こうした少年の問題性を的確に把握し、それに対応した実効性のある働き掛けや保護的措置等適切な対応を取る必要があると考えられます。

(委員長)

観護措置はどのように行っていますか。

(高森次席家庭裁判所調査官)

当庁の特徴的な点は、観護措置手続において、家裁調査官が受理面接を行い、裁判官が少年鑑別所に送致するかどうかの判断をします。

(委員長)

家裁調査官採用試験には、どのような受験科目があるのですか。

(高森次席家庭裁判所調査官)

心理学、教育学、社会学、社会福祉学、法律学などがありますが、心理学で受験される方が圧倒的に多く、法学部出身の方は、3割程度いるのではないかと思います。

(少年関係委員)

少年友の会の会員の母体は、一般の調停委員の方々です。少年友の会では、調停委員の有志が全く手弁当で少年を様々な所に連れて行ったり、合宿したり、無報酬で活動しています。こういう活動が40年も続き、一つの立派なボランティア活動として成長しています。もう少し、若い弁護士の方々に参加するような雰囲気が出てくると、もっと良くなるのではないかと思いますので、広報をお願いいたします。

(少年関係委員)

愛光女子学園には、14歳から20歳未満の女子少年に矯正教育を行っています。少年が入院すると、保護者に様々な働き掛けを行っていますが、以前に比べて保護者が積極的に参加するようになりました。これは、少年院に来る前に、家裁調査官や裁判官の言葉を保護者が受け止められ、何とかしなければいけないという気持ちになる保護者が以前よりも多くなったのではないかと思います。例えば、保護者会や宿泊面会、特別面会の際に保護者に働き掛けると、8割5分から9割は参加しています。その代わりに、私どもも、保護者の生活状況に合わせて、夜電話したり、朝方電話したりしています。

また、女子少年の場合、大変難しい環境の保護者がおり、審判で環境調整命令が出されるようになり、心強く思っていますが、環境調整命令後、家庭裁判所はどのように状況を把握しているのか懸念しているところです。

さらに、少年院送致になると、動向調査は多めに見て2割程度行われていますが、折を見て、裁判官、家裁調査官が動向視察のような形で少年の動向調査

をしていただけるとありがたいと思います。

(高森次席家庭裁判所調査官)

環境調査命令を出した以上は、その後の様子を見届けることは必要ですので、家裁調査官に指導したいと思います。

(裁判所委員)

動向視察は、それ自体として行くことは難しく、余罪の審判に併せて行くなどの対応をしています。また、環境調整命令については、ただ今の御発言を裁判官に伝えたいと思います。

(弁護士委員)

最近、働く親が多いので、土曜日や日曜日、あるいは夜の調査というのはあるのですか。

(菊山次席家庭裁判所調査官)

そのような御要望は多くあります。しかし、勤務体系が月曜日から金曜日となっています。ただし、例えば、海外に行くために在日しているのはどうしてもこの時間しかないというような場合には、許可を得て土日に家裁調査官が二人で組んで行くことも例外的にあります。

(委員長)

会社まで調査に行くこともあるのですか。

(菊山次席家庭裁判所調査官)

家庭の問題ですので、会社まで行くことはほとんどありません。主に、御自宅とか学校、保育園、児童相談所、養護施設等の公的機関に行っております。また、家庭裁判所で調停をする場合、仕事も大事ですが、家庭の問題も大事ですので、仕事を休んで家庭裁判所に来ていただいたり、御自宅で待っていただいたりしており、当事者の方も御了解いただいていると思います。

(少年関係委員)

被害を考える教室については、今後、生命犯とか身体犯などの大きな事件のしょく罪という形で取り組んでいく予定はあるのですか。また、被害者の感情などとか事件当事者の程度がどの程度少年審判に反映されているのでしょうか。

(高森次席家庭裁判所調査官)

被害を考える教室を新設した趣旨は、小さい非行を見逃すと、やがては大き

な非行につながるのではないかと、小さな非行を見逃すまいというところに意味があります。万引きをした少年を呼んでみると、ずっと万引きをやっているやうやく見つかったということがありました。そのような場合に、早いうちに芽を摘もうということでやっています。それがやうやく軌道に乗りかけたところですので、これから先広げるかどうかは現段階では分かりません。

また、被害者調査は、被害者を調査することによって、非行理解とか要保護性の判断をしようということや、少年や保護者に対する有効な保護的措置のための情報を得るという目的のために行っています。東京家庭裁判所では、被害者調査の件数が平成13年には11件しかなかったのが、平成14年には21件、平成15年には91件、平成16年11月現在で133件となっています。被害者調査を行う場合、約8割は書面調査ですが、現在面接調査を増やさなければいけないと考えています。

(少年関係委員)

東京都から紹介をした団体で、少年にボランティア活動を行わせるという取り組みをされているということですが、家裁調査官は、まず自らボランティア活動をやってみようということで、休日に首席家裁調査官やそれ以外の家裁調査官も参加しています。それから、私は、平成16年7月までは自立支援施設を所管する立場にいましたが、自立支援施設の卒業式にも、土曜日であるにもかかわらず、多くの家裁調査官が参加し、子どものことを考えていただいていますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

(弁護士委員)

現在、児童虐待が社会的に問題となっていますが、家庭裁判所の中で児童虐待について関わりを持つことがあるのですか。

(裁判所委員)

家事事件の場合、どちらかの親が子どもを虐待したということで親権者変更の問題になったり、親が両方とも監護能力がないということで児童相談所の申立てによるいわゆる28条事件となります。虐待を理由とする親権者変更事件の件数については、それほどなく、また、28条事件は年に20件もなく、圧倒的に増えているという印象はありませんが、家庭裁判所としては、そのような事件がくれば必要に応じて家裁調査官が調査をして結論を出すことになりま

す。

○ 少年事件の全件付添の運用状況について

(八木委員)

東京三弁護士会が平成16年10月1日から、観護措置の執られた少年について、当番弁護士と同じ態勢をとるという全件付添人制度が実施されました。

1 手続の概要

観護措置を執る際に、裁判官が非行事実を確認し、少年鑑別所に少年を送致するかどうかを判断します。少年を少年鑑別所に送致するということになりますと、当番弁護士制度を少年に告知します。その告知の内容は、1回目の面会は無料でできます。2回目以降に面接をしてその弁護士を選任するかどうかは少年の自由ですが、付添人として選任となった場合、少年及び保護者の経済状態によっては、法律扶助も受けられるというものです。

担当裁判官が少年に制度の告知をした結果、少年がその場で当番弁護士との面会を希望すれば、「弁護士との面会希望申出書」に署名・指印させ、弁護士会に連絡をし、弁護士会は登録している弁護士を少年鑑別所に派遣します。しかし、少年が裁判官の審問の際に、当番弁護士との面会を希望するかどうか決めかねている場合には、改めて制度を説明した書面を交付し、少年鑑別所に送致された後に、面会を申し出る少年もいます。

なお、例えば、地方から上京して事件を起こした少年の場合には、他の家庭裁判所に移送することになりますので、このような少年に対しては、制度の告知は不要としています。

2 制度の実施状況

平成16年10月期においては、観護措置を執った告知対象少年82人のうち、当番弁護士との面会希望を申し出た少年は、後日申出分も含め30人(37%)であり、11月期においては、告知対象少年102人のうち、面会希望を申し出た少年は、後日申出分も含め34人(33%)でありました。少年に面会した弁護士が付添人に選任された割合は、10月期の30人については、18人(60%)が選任され、11月期は34人中21人(61%)が選任されております。

3 今後の課題等

付添人として経験のない弁護士もいらっしゃるかと思いますが、この制度の運用を巡って何か不都合が起これば、東京三弁護士会の身柄少年全件付添人制度導入協議会を通じて是正の申入れをしていきたいと思いますが、現段階では、特に不都合はありません。

(委員長)

付添人選任率は上がったのですか。

(八木委員)

付添人選任率は、平成15年と比較して、平成16年は低下しています。原因については分かりませんが、比較的軽い事件の少年の方が申し出る率が高く、重い事件では、もう弁護士はいらないと言う少年が多い傾向があります。

(少年関係委員)

少年に対する制度の告知は、口頭ですか、書面によるのですか。

(八木委員)

書面があり、裁判官が口頭で説明します。書面は少年向けと保護者向けの2種類があります。

(弁護士委員)

当初弁護士会が考えていたよりも選任率が低く、弁護士会としても原因を分析しなければいけないと思いますが、裁判所には全面的に協力していただいているので、何とか軌道に乗せていきたいと思っています。

○ 次回内容及び開催日

(委員長)

次回のテーマについて、何か御意見がありますか。

(弁護士委員)

家事相談の実情について取り上げていただきたいと思います。また、苦情の問題とも密接に関連しますが、他の家庭裁判所では利用者に対するアンケート調査を行っているところがあるようですので、そういうことも取り上げていただいて、日常的に裁判所に市民の声が反映できるような風通しのいいシステムを作るにはどうしたらいいかということもテーマとしてはいかがでしょうか。

(弁護士委員)

利用者が調停に対する意見を持っていても、どこに思いを伝えていいのか分からないということがあります。これは、裁判所の態勢が広報されていないことも原因だと思います。弁護士でさえもこういう問題があるけれど、どこに伝えたらいいのだろうかと言われることがありますので、私は書記官室に伝えるほかはないのではないかと答えています。そこで、目安箱を置くとか、家庭裁判所委員会が設けられた趣旨を考えると、利用しやすいとか風通しを良くするため、家庭裁判所はどのように利用者の声を聞くかという意見を集約していただきたいと思います。

(委員長)

それは、家庭裁判所として、どのように対応していくかという問題ですが、裁判所の窓口というのは制度問題でもありますので、裁判所全体として検討していくことになろうと思います。

(少年関係委員)

少年法改正後の取扱いについてお聞きしたいと思います。

(少年関係委員)

人事訴訟が家裁に移管になって1年になろうとしていますので、人事訴訟について取り上げていただきたいと思います。また、先程の家裁調査官制度の御説明の中にありました少年事件の保護者会についても取り上げていただければと思います。

(委員長)

それでは、次回、人事訴訟の運用状況、家事相談、少年法改正後の運用、保護者会について取り上げ、次回期日は3月29日午後3時に開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。